

特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 号

特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定区域における産業の活性化に関する条例（平成 18 年岩手県条例第 18 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 号の生産設備)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める生産設備は、当該生産設備を製造業の用に供する者の県内の雇用者の数が増加する場合における当該生産設備（既存の生産設備の取替え又は更新のために取得したものである場合にあっては、その取得により当該一

の生産設備の生産能力が既存の生産設備の生産能力に比して 30 パーセント以上増加したときにおける当該生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るものに限る。）とする。

2 製造業の用に供する生産設備を取得した者（以下この項において「取得者」という。）が、自己の下請業者で製造業を営む者に対し、当該生産設備を貸し付けている場合において、当該生産設備が当該取得者のためにする製造業の用に 80 パーセント以上供されるものであるときは、当該取得者が当該下請業者の県内において営む製造業と同種の製造業を営む場合については、その貸し付けている生産設備については、当該取得者の営む製造業の用に供したものとみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該生産設備を製造業の用に供する者の県内の雇用者の数」とあるのは、「当該生産設備を製造業の用に供する者が有する製造業の用に供する生産設備に係る県内の雇用者の数」とする。

3 前 2 項において、雇用者の数の増加の有無は、当該生産設備を事業の用に供した日の属する月の前月末日における雇用者の数と当該事業の用に供した日の属する年（法人にあっては、事業年度）の末日における雇用者の数を比較して判定するものとする。

(条例第 2 条第 2 号エの雇用者)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号エの規則で定める雇用者は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっている者（日々雇い入れられる者を除く。）とする。

2 条例第 2 条第 2 号エに規定する増加する雇用者の数については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数によって算定するものとする。

(1) 生産設備を新設した場合（第 3 号に掲げる場合を除く。） 新設された生産設備に係る雇用者（県内において配置転換された者を除く。）の数

(2) 生産設備を増設した場合（第 3 号に掲げる場合を除く。） 増設された一の前生産設備に係る増設後の雇用者（県内において配置転換された者を除く。）の数から増設前の雇用者の数を控除した数（増設した部分に係る雇用者の数を限度とする。）

(3) 生産設備を県内で移転させた場合 移転後の生産設備に係る雇用者（県内において配置転換された者（移転前の生産設備に係る者を除く。）を除く。）の数から移転前の生産設備に係る雇用者の数を控除した数

(基本方針の公表の方法)

第 4 条 条例第 3 条第 3 項の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(特定区域の指定)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による特定区域の指定の申請は、特定区域指定申請書（様式第 1 号）により行わなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項の規定による特定区域の指定は、当該指定に係る申請の内容が条例第 3 条第 1 項に規定する基本指針に適合すると知事が認めるときに、行うものとする。

3 前条の規定は、条例第 4 条第 2 項の公表について準用する。

(事業税の課税標準となる対象所得)

第6条 条例第5条第1項及び第6条第1項の当該特例対象設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

(1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額 \times $\frac{\text{当該新設し、又は増設した生産設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該生産設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人について所得金額、付加価値額及び資本金等の額を課税標準とする場合にあっては、当該固定資産の価額のうち従たる事業の用に供する設備に係る固定資産の価額）}}$

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額 \times $\frac{\text{当該新設し、又は増設した生産設備において製造の業務に直接従事する従業者の数}}{\text{当該生産設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$

2 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業を併せて行う法人にあっては、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について、前項の規定を適用する。

3 第1項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

（課税免除等の申請書の様式）

第7条 条例第8条の知事が定める申請書の様式は、様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号

年 月 日

岩手県知事

様

市町村長 氏

名印

特定区域指定申請書

特定区域における産業の活性化に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

特定区域の名称	
特定区域の範囲	
特定区域において導入を図るべき工場の業種	

注 基本指針に定める特定区域概要書を添付してください。

(A 4)

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

振興局長

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名 印

特定区域における県税の課税免除等申請書

特定区域における産業の活性化に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり県税の課税免除（不均一課税）を申請します。

1 課税免除（不均一課税）を申請する県税

個人の事業税（ 年分）

法人の事業税（事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日分）

不動産取得税

2 提出書類

新設・増設した設備の調書

注 1 1 については、課税免除（不均一課税）を申請する県税の□に \surd 印を付するとともに、個人の事業税にあっては対象年分を、法人の事業税にあっては対象事業年度を記入してください。

2 別紙を添付してください。

(A 4)

新設・増設した設備の調書

事業の種類					
事業所の名称					
事業所の所在地					
事業の用に供した日		年 月 日			
事業の用に供した日の属する事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
製造業の用に供した一の生産設備を構成する固定資産の種類別の取得価額		種類		取得価額	
				計	
建物	所在	種類	構造	延床面積	
				㎡	
	建設に着手した年月日	取得年月日	取得の原因	取得価額	
				円	
土地	所在	種類	地目	地積	
				㎡	
	取得年月日	取得の原因		取得価額	
				円	
生産設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数				人	
県内の雇用者の数	生産設備を事業の用に供した日の属する月の前月末日 人 事業年度（年）の末日 人				

注 次の書類を添付してください。

- (1) 企業の沿革及び現況を記載した書面
- (2) 新設（増設）に係る計画及び実績を記載した書面
- (3) 事業所全体の平面図
- (4) 工場用建物の各階平面図並びに機械及び装置の配置図
- (5) 取得した資産の明細書
- (6) 製造工程説明書
- (7) 各月末従業員数の明細書
- (8) 個人にあつては、所得税申告書の写し
- (9) 所得税又は法人税における減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (10) 貸借対照表及び損益計算書
- (11) その他知事が必要と認める書類